

「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施について

都内中小企業を取り巻く経営環境は、物価高騰の長期化や為替の変動の影響などにより、依然として厳しい状況にあります。また、雇用情勢は、9月の完全失業率が前月に比べ低下するなど、改善の動きがみられるものの、引き続き動向を注視していく必要があります。

こうした影響が顕著となる年末に向けてきめ細かな中小企業・雇用就業対策が必要となることから、産業労働局では、以下のとおり特別対策を実施します。

1. 中小企業に対する金融支援の強化

別紙1参照

- ① 東京都中小企業制度融資「クイックつなぎ（小口）」の融資限度額を300万円⇒500万円に、「クイックつなぎ（事業一般）」の融資限度額を500万円⇒700万円に引き上げます。

＜ 期 間 ＞

令和6年12月2日(月)～令和7年3月31日(月)（期間内の保証申込分が対象）

2. 中小企業の資金繰り・経営に関する年末特別相談（夜間延長等）の実施

別紙2参照

- ① 年末の資金需要等に対応するため、資金繰りに関する電話相談を受け付けます。

＜ 開設日時 ＞

（夜間延長）令和6年12月23日(月)～27日(金) 9:00～19:30※土日除く平日

（受付期間延長）12月30日(月) 9:00～17:00

- ② 経営課題の解決に向けて、経験豊富な専門家（中小企業診断士）による無料相談を実施します。

【総合相談】

また、経営状況の悪化に対して、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。

【事業再生特別相談】

※電話、オンライン（要予約）、来所（要予約）にて相談対応

＜ 開設日時 ＞

（夜間延長）

令和6年12月5日・12日・19日（毎週木曜）9:00～19:30

12月23日(月)～27日(金) 9:00～19:30※土日除く平日

（受付期間延長）12月30日(月) 9:00～17:00

3. 労働問題と再就職に関する年末特別相談

別紙3参照

- 弁護士や東京労働局職員等と交え、解雇・雇止め・内定取消し、職場のハラスメントなどの労働問題全般や再就職について、無料相談を実施します。

＜ 開設日時 ＞

令和6年12月4日(水)・5日(木)

（電話相談）9:30～20:00

（来所相談）9:30～17:00【予約制】

4. 東京都中小企業従業員融資による生活の安定に向けた支援

別紙4参照

- 年末の生活資金が必要な方に向け、中央労働金庫及び信用組合と連携する融資の金利を引き下げます。

< 期 間 >

令和6年12月1日(日)～令和7年3月31日(月)

(団体融資は令和7年1月31日(金)まで)

< 問い合わせ先 >

【制度融資・資金繰り相談】産業労働局 金融部 金融課	03-5320-4877(直通)
【総合相談・事業再生特別相談】(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 総合支援課	03-3251-7881(直通)
【労働相談・雇用の維持に向けた支援】産業労働局 雇用就業部 労働環境課	03-5320-4650(直通)
【従業員融資】産業労働局 雇用就業部 労働環境課	03-5320-4653(直通)